

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の世帯の項中

77,200	80,000	82,900	85,700	88,500	91,300	94,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

77,000	79,900	82,700	85,500	88,300	91,100	93,900
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

別表第2 その他の世帯の項中

53,500	55,600	57,700	59,600	61,700	63,700	65,800
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

53,400	55,600	57,600	59,500	61,600	63,600	65,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、令和3年2月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年1月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)